

四日市市消防本部訓令第1号

四日市市消防職員の服務に関する規程の一部改正する規程を次のように定める。

平成30年2月1日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

四日市市消防職員の服務に関する規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第2号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(居住地)</u></p> <p><u>第18条 職員は、四日市市又はその近郊に居住するものとする。ただし、消防長の承認を得た場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>(所在の明確化)</u></p> <p><u>第19条 職員は、勤務日以外においても連絡先を明らかにして、所属からの連絡に対応できるようにするとともに、非常招集に応じることができない旅行等を行う場合は、あらかじめ所属長に届け出なければならない。</u></p>	<p><u>(所在の明確)</u></p> <p><u>第18条 職員は、勤務日以外の日に市外へ外出するときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。</u></p>
<p><u>第20条 (略)</u></p>	<p><u>第19条 (略)</u></p>
<p><u>第21条 (略)</u></p>	<p><u>第20条 (略)</u></p>
<p><u>第22条 (略)</u></p>	<p><u>第21条 (略)</u></p>

別記様式を次のように改める。

別記様式（第22条関係）

休　　日　　休　　暇　　届

区分	署 課 長	副 署 長	課 長 補 佐	係 長	整 理 係	
日時	年　月　日					日　時間　分
	時　　分から　　時　　分まで					
事由						
届出	年　月　日					所　属
						階　級　　氏　名
						㊞

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

(消防本部総務課)